

昨今、研究活動において、データの捏造、改ざん、研究費の不正使用などが相次いで発覚し、科学への信頼、科学者への信頼を揺るがしている。本学においても、このような不正行為を未然に防止するため、以下のとおり「研究活動における行動指針」を制定する。

この指針に基づき、本学の研究者が、自らを律し、科学および科学者のあるべき姿を内外に示すことにより、本学の研究活動への信頼を揺るぎないものとし、同時に研究活動のさらなる発展を目指すものである。

研究活動における行動指針

1. 本学において研究活動を行う教職員および学生(以下「研究者」という。)は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直に、誠実に行動する。
2. 研究・調査データについては、開示請求等に応じることができるよう、記録保存を徹底するとともに、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わない。また、加担・隠ぺいしない。
3. 研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
4. 研究者は、研究協力者の人権を尊重し、個人情報の取扱いについて十分に配慮する。
5. 研究者は自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その経費の使途についても説明責任を有する。

平成 25 年 3 月 15 日

公立大学法人 滋賀県立大学 理事長

大田 啓一